

鶴ヶ島市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年9月27日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 近藤 英 基

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

工事監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

西市民センター空調更新工事

4 監査の着眼点

監査の対象となった工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査が適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出した関係書類を精査するとともに、関係職員からの説明の聴取及び現地調査により監査を実施した。

6 検査の実施場所及び日程

実施場所 鶴ヶ島市役所 庁議室

日 程 令和3年8月25日

## 7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり対象工事の監査を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 計 画 適正に行われていると認められた。
- (2) 設 計 適正に行われていると認められた。
- (3) 積 算 適正に行われていると認められた。
- (4) 契 約 適正に行われていると認められた。
- (5) 施 工 適正に行われていると認められた。
- (6) 検 査 概ね適正に行われていると認められた。

支出手続きについては、建設工事請負契約約款を遵守し、適正な執行に努められたい。

## 8 工事概要等

別紙のとおり

## 工 事 概 要 等

工 事 名	西市民センター空調更新工事
工 事 場 所	鶴ヶ島市新町四丁目17番地8
監 査 対 象 課	地域活動推進課 西市民センター
工 事 内 容	<p>建築工事</p> <p>直接仮設工事 1式</p> <p>内装工事 1式</p> <p>金属工事 1式</p> <p>換気屋外機基礎増設工事 1式</p> <p>撤去工事 1式</p> <p>発生材処分費 1式</p> <p>機械設備工事</p> <p>空調設備工事 1式</p> <p>換気設備工事 1式</p> <p>ガス設備工事 1式</p> <p>撤去工事費 1式</p> <p>発生材処分費 1式</p> <p>電気設備工事</p> <p>空調機配線切断再接続 1式</p> <p>空調機リモコンスイッチ撤去 1式</p> <p>換気機配線切断再接続 1式</p>
契 約 額	97,333,500円
工 期	令和2年9月24日 から 令和3年3月12日 まで
契 約 方 法	一般競争入札
請 負 業 者 名	株式会社飯沼工務店